

プラント状況確認結果(令和5年9月6日～令和5年9月12日)

令和5年9月13日
福島県原子力安全対策課

令和5年9月6日～令和5年9月12日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(9月12日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	3.8	1.6	3.7	—
		圧力容器 底部温度(°C)	30.2	38.0	33.7	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	1.44×10 ⁻³	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.00	0.08	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	34.4	33.8	— ^{※3}	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

※3 全燃料取り出し完了により、計測不要です。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(9月12日午前10時)

最小 0.318(MP-6)～最大 0.970(MP-4) μSv/h ⇒[計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(9月11日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約0.34 Bq/L(港湾口)

～最大 22.0 Bq/L(遮水壁前)

⇒[計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(9月11日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.83 Bq/L

南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.86 Bq/L

⇒[計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(9月8日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 5.2 Bq/L (4号機)
～ 最大 410 Bq/L (1号機)

トラブルの概要(令和5年9月6日～令和5年9月12日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 管理型産業廃棄物管理棟における火災報知器の発報について

9月8日午後11時33分、管理型産業廃棄物管理棟において火災報知器が発報しました。状況は以下のとおりです。

- ・発生場所 発電所構内 管理型産業廃棄物管理棟
- ・発見者 協力企業作業員
- ・双葉消防本部への連絡時刻 9月8日 午後11時43分

午前0時31分、当社火元確認者が現場にて、煙や火気の発生がないことを確認したことから、当社は「火災報知器の誤報」と判断しました。

また、消防署により午前0時47分に「火災報知器の誤報」と判断されました。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) ご覧ください。

■ 1号機廃棄物処理建屋における漏洩検知器作動について

9月10日午前4時50分頃、1号機において漏洩検知器が作動したことを示す警報が発生しました。状況は以下のとおりです。

- ・発生時刻 午前4時50分
- ・発生場所 1号機廃棄物処理建屋
- ・警報名称 1Rw/B 排水・戻りライン鋼管ユニット液位 高

本警報発生に伴い、午前5時20分に滞留水移送設備を停止しました。

当社社員により現場確認を実施した結果、当該漏えい検知器の設置しているスキッド内およびスキッド外の堰内にて、約2cm程度の水が溜まっていることを確認しております。また、スキッド上部の配管からの水の滴下はないこと、水は堰内に留まっており外部への影響はないことを確認しております。

スキッド内の溜まり水についてサーベイを実施した結果は、以下の通りです。

- ・スミア測定：250 c p m (バックグラウンドと同等)
- ・塩分濃度：0%
- ・pH：7

このことから午前6時10分、溜まり水は系統水ではないと判断しました。

当該警報発生に伴い全停止した滞留水移送設備については、当該漏えい検知器を設置してある系統ラインを隔離した上で午前7時38分に運転を再開しました。

また、当該漏えい検知器を設置してあるスキッド内およびスキッド外の堰内に溜まった水については、準備ができ次第、回収作業を実施します。

なお、当該建屋の滞留水水位は、近傍のサブドレン水位よりも低く維持されており、外部への流出はありません。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) [\(3\)](#) ご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）